

内閣府本府「行政事業レビュー」行動計画

内閣府本府

平成22年4月7日

1. 行政事業レビューの実施体制

予算監視・効率化チームのうち、以下のメンバーを中心に、各部局等と調整を行いつつ、①行政事業レビューシート作成対象事業単位の考え方の整理、②行政事業レビューシートの記載内容の確認（必要に応じ個別事業をヒアリング、現地調査）、③公開プロセス対象事業の選定、④公開プロセスの実施、⑤行政事業レビュー結果の取りまとめ、公表等を行う。

| | |
|-------|---|
| 責任者 | 大島副大臣及び泉大臣政務官 |
| 事務局長 | 大臣官房長 |
| 事務局次長 | 総括審議官、政策評価審議官 |
| 担当者 | 官房会計課長、官房政策評価広報課長、官房総務課長、 官房人事課長 |
| 実務者 | 官房会計課企画調整官 官房会計課課長補佐（企画法規担当） 官房会計課課長補佐（予算第1、第2、第3担当） 官房政策評価広報課課長補佐（政策評価担当） 官房総務課課長補佐（審査担当） 官房人事課課長補佐（任用担当） |

※ 個々の事業の自己点検の確認や公開プロセスに当たっては、担当の副大臣又は大臣政務官の参加を求める。

※ 公開プロセスにおいては、対象事業の担当課長等が説明者として出席する。

外部有識者 予算監視・効率化チームに参画する有識者

※ 公開プロセスにおいては、行政刷新会議が指定する有識者も参加する。

2. 最終的な予算の行き先や使途、現場確認の方法など実態把握等の基本的な考え方

各部局において、現場確認を含め事業実施の際に収集したデータ、資料等を基に、最終的な予算の行き先や使途を把握し、その結果を行政事業レビューシートに記載するとともに、記載内容（特に自己点検部分）について、事業を担当する

副大臣又は大臣政務官が確認する。

また、行政事業レビューシートに記載内容のみでは、実態把握が十分行えない場合には、責任者等は、担当部局のヒアリングを行うとともに、必要に応じ、現地調査を実施する。

3. 今後のスケジュール

別添「行政事業レビューの進め方（イメージ）」を参照。

4. 行政事業レビューの実効性向上のための施策

公開プロセス対象事業は、公開プロセスの実施前に、その他の事業は、概算要求の提出前に、それぞれ行政事業レビューシートを公表するとともに、国民から意見を募集し、その結果をレビュー結果の取りまとめや概算要求に活用する。

また、職員からの意見・提言募集について、予算監視・効率化チーム全体における予算執行の効率化等に向けての職員の参画や意識の向上を図る取組と連動して実施する。

行政事業レビューの進め方(イメージ)

